

# 宗教法人の合併・解散

山口県総務部学事文書課

# I 宗教法人の合併と解散

## 1 宗教法人の合併

- (1) 宗教法人の合併とは、二以上の宗教法人が一つの宗教法人になることを言い、合併により、合併前の宗教法人の財産等は、清算手続を経ることなく、合併後も存続し、又は新たに成立する宗教法人へ移転します。
- (2) 合併には、合併する宗教法人の一方が存続し、他方がこれに併合される吸収合併と、いずれの宗教法人も全く消滅して新たな別の宗教法人を創設する新設合併があります。
- (3) 合併が成立すると、吸収合併の場合において合併後も存続する宗教法人を除き、合併した宗教法人はすべて解散し、その権利義務は吸収合併の場合には合併後存続する宗教法人に、新設合併の場合には合併によって新たに成立する宗教法人に包括的に承継されます。
- (4) 宗教法人が合併を行うためには、次の手続を行うことを必要とします。
- ① 責任役員の見解を得るほか、総会などの見解、同意や包括宗教団体の承認など、その宗教法人規則において定める手続を経る。
  - ② 合併後、被包括関係を設定しようとする場合には、合併の認証を申請する前に、その包括宗教団体の承認を受け、被包括関係を廃止しようとする場合にはその旨の公告と同時に包括宗教団体に対し被包括関係を廃止しようとする旨を通知する。
  - ③ 信者その他の利害関係人に対し、合併契約の案の要旨を示して、合併しようとする旨を公告する。
  - ④ 財産目録及び公益事業又は公益事業以外の事業を行っている場合にはその事業に係る貸借対照表を、公告した日から2週間以内に作成する。
  - ⑤ 債権者に対して、合併しようとする旨の公告の日から2週間以内に、合併に異議があれば、2ヶ月を下らない一定の期間内にこれを申し述べる旨を公告する。
  - ⑥ 判明している債権者には、各別に催告する。
  - ⑦ 債権者が所定の期間内に異議を申し述べたときは、弁済その他の処置を取る。ただし、合併してもその債権者を害するおそれがないとき（債権者の債権について、十分な被担保債権額を有する抵当権を設定している場合等）は、この限りではない。
  - ⑧ 合併契約を締結する。（合併契約は、合併しようとする宗教法人間で任意に締結するものであるが、その内容は（ア）新設合併か、吸収合併か（イ）被包括関係をどうするか（ウ）合併後の役員構成（エ）礼拝施設等をどうするか（オ）債権・債務の取扱い（カ）教師、信者、職員の取扱い（キ）法人の名称、目的、事務所の所在地をどうするか、などが考えられる。）
  - ⑨ 吸収合併の場合において、規則の変更を要するときは、合併後存続する

宗教法人の規則で定めるところにより、規則の変更の手続を行う。

⑩ 新設合併の宗教法人の規則を作成するためには、次の手続を行うことを有する。

(ア) 合併しようとする各宗教法人が選任した者が共同して規則案を作成する。

(イ) 合併の認証の申請の2月前に、信者その他の利害関係人に対し、規則の要旨を示して合併によって宗教法人を設立しようとする旨を公告する。

⑪ 所轄庁に各宗教法人の連名で合併の認証を申請し、認証を受ける。当該認証申請は、合併後に存続する又は新たに設立される宗教法人の所轄庁に対して行う。

⑫ 合併の登記をする。合併により解散する宗教法人は、解散登記をする。

⑬ 遅滞なく、新たな所轄庁に対し、合併届（合併設立届）を提出するとともに、合併前に所轄庁に対し、合併解散届を提出する。

(5) 宗教法人の合併は、合併後存続する宗教法人又は、合併により成立する宗教法人の主たる事務所の所在地において登記することにより、その効力を生じます。

(6) 合併前の宗教法人名義の不動産は、不動産登記法の趣旨に従って所有権の移転登記を行います。



## 2 宗教法人の解散

(1) 宗教法人の解散とは、宗教法人がその目的達成の為の活動を停止し、その財産関係を清算すべき状態になることを言います。解散した宗教法人は、清算の目的の範囲内において存続し、清算手続の終了とともに消滅します。

(2) 宗教法人は、任意に解散できる（任意解散）ほか、次の事由によって解散します。

- ① 宗教法人の規則で定める解散事由の発生
- ② 合併（合併後存続する宗教法人は、解散を必要としないので、この場合を除く。）
- ③ 破産
- ④ 所轄庁の認証の取消
- ⑤ 裁判所の解散命令
- ⑥ 宗教団体を包括する宗教法人にあっては、その被包括宗教団体の欠亡

(3) 宗教法人が任意解散を行うためには、次の手続を行うことを要します。

- ① 責任役員の議決を得るほか、総会などの議決、同意や包括宗教団体の承認など、その宗教法人規則において定める手続を経る。
- ② 信者その他の利害関係人に対し、解散に意見があれば、その公告の日から2ヶ月を下らない一定の期間内に、これを申し述べる旨を公告する。
- ③ 信者その他の利害関係人がその意見を述べたときは、その意見を考慮して解散手続を進めるかどうかを再検討する。
- ④ 所轄庁に対し、解散の認証を申請し、認証を受ける。

(4) 宗教法人の任意解散は、所轄庁の認証書の到達によってその効力を生じます。

(5) 宗教法人が解散したときの清算人は、次の方法により選任します。

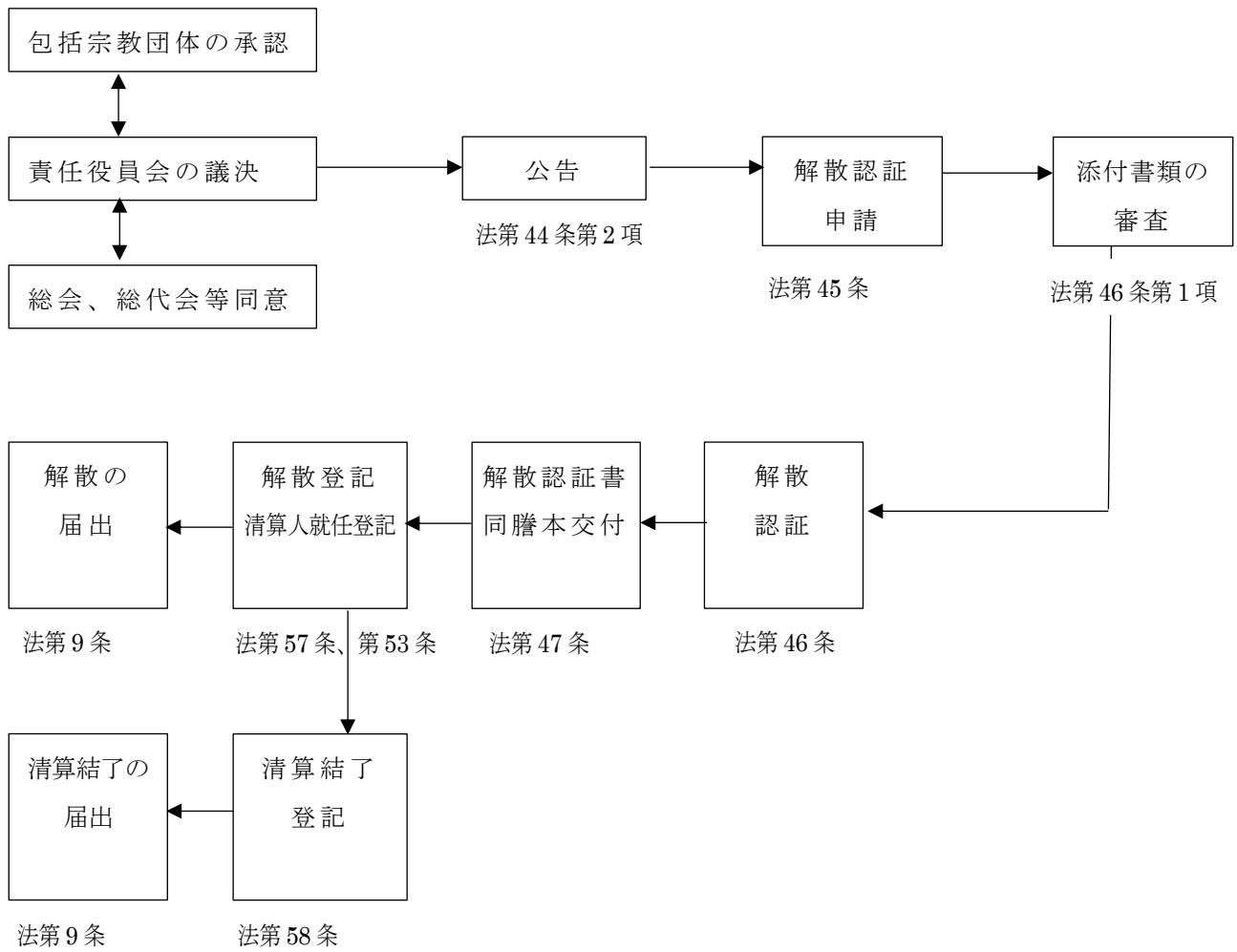
- ① 所轄庁の認証の取消、裁判所の解散命令によるときは、裁判所が、所轄庁、利害関係人、検察官の請求により、又は、職権で選任する。
- ② 破産による解散のときは、破産宣告に伴って裁判所が破産管財人を選任する。
- ③ 合併を除くその他の事由によって解散したときは、規則に別段の定がある場合及び解散に際し代表役員又はその代務者以外の者を清算人に選任した場合のほかは、その代表役員又はその代務者が清算人となる。

(6) 清算人は、現務の結了、債権の取立及び債務の返済、残余財産の引渡しを行うために必要な一切の行為をします。

(7) 清算人は、その就職の日から2ヶ月間に少なくとも3回、公告を以て債権者に対し2ヶ月間を下らない一定の期間の内に、その請求の申出をなすよう催告しなければなりません。この公告には、その期間内に申出のなかった債権は清算から除斥する旨を附記しなければなりません。また、知れたる債権者には、各別にその申出を催告しなければなりません。

- (8) 清算人は、清算中にその宗教法人の財産がその債務を完済するに不足することが明らかになったときは、直ちに破産宣告の請求をし、その旨を公告しなければなりません。
- (9) 解散した法人の残余財産の処分は、合併及び破産の場合を除くほか、規則の定めるところによります。規則に定めがないときは、清算人は、他の宗教団体又は公益事業のために処分することができます。規則で定めるところによっても、また、他の宗教団体又は公益事業のためにも処分されない残余財産は、清算終了の日において国庫に帰属します。
- (10) 法人が解散したときは、合併及び破産の場合を除くほか、任意解散の場合には認証書の交付を受けた日から、法人の規則で定めた解散事由による解散の場合にはその事由が生じた日から、2週間以内に、主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければなりません。清算人が就任したときは、その就任の日から2週間以内に、主たる事務所の所在地において、清算人の氏名及び住所を登記しなければなりません。また、清算人の変更を生じたときも同様に変更の登記をしなければなりません。法人の清算が終了したときは、清算終了の日から2週間以内に、主たる事務所の所在地において、清算終了の登記をしなければなりません。
- (11) 解散、清算人の就任及び清算の終了の登記を完了したときは、遅滞なく所轄庁に登記簿の抄本又は謄本を添付してその旨を届け出る必要があります。

# 宗教法人の解散手続きフロー



## Ⅱ 宗教法人合併認証申請等書類一覧表

法人を吸収する合併に必要な書類	様式	吸収する法人	吸収される法人
認証申請書	様式 1	○	
責任役員会議事録	様式 2	○	○
責任役員就任受諾書	様式 3	○	○
その他の機関の同意書	様式 4	○	○
包括団体の承認書	様式 5	○	○
印鑑証明書（法務局発行）		○	○
信者、利害関係人への公告			
合併公告証明書	様式 6	○	○
合併公告文（写）（合併契約案添付）	様式 7	○	○
合併公告の写真		○	○
財産目録作成の証明書	様式 8	○	○
財産目録	様式 9	○	○
貸借対照表（事業がある場合）	様式 10	○	○
債権者へ異議申出を催す公告			
公告証明書	様式 11	○	○
公告文（写）	様式 12	○	○
公告の写真		○	○
催告証明書	様式 13	○	○
催告書（写）	様式 14	○	○
異議ある債権者へ対応したことの証明書	様式 15	○	○
合併後の法人に規則変更がある場合			
変更しようとする事項を示す書類	様式 16	○	
責任役員会議事録（写）	様式 2	○	
その他の機関の同意書	様式 4	○	
包括団体の承認書	様式 5	○	
合併理由書		○	
合併契約書（写）	様式 17	○	

法人を新設する合併に必要な書類	様式
認証申請書	様式 18
責任役員会議事録	様式 2
責任役員就任受諾書	様式 3
その他の機関の同意書	様式 4
包括団体の承認書	様式 5
印鑑証明書（法務局発行）	
信者、利害関係人への公告	
合併公告証明書	様式 6
合併公告文（写）（合併契約案添付）	様式 7
合併公告の写真	
財産目録作成の証明書	様式 8
財産目録	様式 9
貸借対照表（事業がある場合）	様式 10
債権者へ異議申出を催す公告	
公告証明書	様式 11
公告文（写）	様式 12
公告の写真	
催告証明書	様式 13
催告書（写）	様式 14
異議ある債権者へ対応したことの証明書	様式 15

※上記は合併する両法人について作成すること

選任証明書	様式 19
規則案作成証明書	様式 20
包括団体承認書	様式 5
新団体の宗教団体証明書	様式 21
信者、利害関係人への新法人設立の公告	
公告証明書	様式 22
公告文（写）（規則案添付）	様式 23
公告の写真	
被包括関係設定又は廃止の公告	
公告証明書	様式 24
公告文（写）	様式 25
公告の写真	
被包括関係廃止の通知（案）	様式 26
新役員就任受諾書	様式 3
新役員身分証明書・誓約書	様式 27
合併理由書	
合併契約書（写）	様式 17



法人の解散に必要な書類	様式
認証申請書	様式 28
責任役員会議事録	様式 2
責任役員就任受諾書	様式 3
その他の機関の同意書	様式 4
包括団体の承認書	様式 5
印鑑証明書（法務局発行）	
解散公告証明書	様式 29
解散公告文（写）	様式 30
解散公告の写真	
証明書（法第 44 条第 2 項）	様式 31
解散理由書	様式 32
財産目録	様式 9
残余財産の処分方法	様式 33
清算人就任承諾書	様式 34
宗教法人規則（写）	

### Ⅲ 宗教法人合併、解散に係る届出書類

法人の合併・解散に係る届出	様式	吸収合併	新設合併	解散
宗教法人合併届	様式 1	○		
宗教法人合併届	様式 2		○	
宗教法人解散届	様式 3	○		
宗教法人解散届	様式 4			○
清算人就任届	様式 5			○
宗教法人清算終了届	様式 6			○

#### IV 宗教法人（吸収合併）認証申請書類様式

1	宗教法人合併認証申請書（吸収合併）	様式 1
2	責任役員会議事録	様式 2
3	責任役員就任受諾証	様式 3
4	その他機関同意書	様式 4
5	包括団体承認書	様式 5
6	公告証明書（信者、利害関係人）	様式 6
7	公告文（信者、利害関係人）	様式 7
8	財産目録作成の証明書	様式 8
9	財産目録	様式 9
10	貸借対照表	様式 10
11	公告証明書（債権者）	様式 11
12	公告文	様式 12
13	催告証明書	様式 13
14	催告書	様式 14
15	異議ある債権者へ対応したことの証明書	様式 15
16	変更しようとする事項を示す書類	様式 16
17	合併契約書	様式 17

年 月 日

山口県知事 様

宗教法人の所在地  
宗教法人「  
代表役員

宗教法人の所在地  
宗教法人「  
代表役員

宗教法人合併認証申請書

宗教法人「  
」と宗教法人「  
」とを合併したいので、宗教法人法第 38 条の規定により、下記関係書類を添えて合併の認証を申請します。

記

I 宗教法人「  
」

- 1 合併の決定について規則で定める手続きを経たことを証する書類
  - (1) 責任役員会議事録（写）
  - (2) その他の機関の同意書（写）
  - (3) 包括宗教団体の承認書（写）
- 2 法第 34 条第 1 項の規定による公告をしたことを証する書類
  - (1) 公告証明書
  - (2) 合併公告（写）
  - (3) 公告の写真
- 3 法第 34 条第 2 項の規定による手続きを経たことを証する書類
  - (1) 証明書
  - (2) 財産目録
  - (3) 貸借対照表（事業を行っている場合）
- 4 法第 34 条第 3 項の規定による手続きを経たことを証する書類
  - (1) 公告証明書
  - (2) 公告（写）
  - (3) 公告の写真
  - (4) 催告証明書
  - (5) 催告書（写）

- 5 法第34条第4項の規定による手続を経たことを証する書類  
(債権者に対する処置を行ったことの証明書)
- 6 法第35条第1項の規定による手続を経たことを証する書類  
(規則変更を行う場合)
  - (1) 責任役員会議事録(写)
  - (2) その他の機関の議事録又は同意書(写)
  - (3) 包括宗教団体の承認書
- 7 合併理由書
- 8 合併契約書(写)
- 9 宗教法人規則(写)

## II 宗教法人「                    」

- I の1～5に準ずる書類
- 6 宗教法人規則(写)

※ 印鑑証明書(法務局発行)を添付のこと。



様式3

責 任 役 員 就 任 受 諾 書

宗教法人「」の責任役員に就任することを受諾します。

年 月 日

住 所

氏 名

上記は原本と相違ないことを証明します。

年 月 日

宗教法人「」

代表役員

様式 4

同 意 書

宗教法人「  
」が宗教法人「  
」を吸収合併するこ  
とに同意します。

年 月 日

宗教法人「  
」  
総 代  
同  
同

上記は、原本と相違ないことを証明します。

年 月 日

宗教法人「  
」  
代表役員





様式 6

公 告 証 明 書

宗教法人「」と合併するため、宗教法人法第 34 条第 1 項の規定により、下記のとおり公告しました。

記

1 公告の方法

年 月 日から 年 月 日まで 日間、事務所の掲示  
場に掲示（ 年 月 日発行の機関誌「」に掲載）した。

2 公告文

別紙のとおり

年 月 日

宗教法人「」  
代表役員

上記の事実を確認したことを証明します。

年 月 日

住 所  
氏 名

住 所  
氏 名

住 所  
氏 名

※ 確認者は、責任役員を含まない信者その他の利害関係人 3 人以上とし、自署する。

様式 7

合 併 公 告

(吸収合併する法人の場合)

このたび、下記のとおり、〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号宗教法人「  
」を吸収合併することになりましたので、宗教法人法第34条第1項の規定によっ  
て公告します。

(吸収合併される法人の場合)

このたび、下記のとおり、〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号宗教法人「  
」に吸収合併されることになりましたので、宗教法人法第34条第1項の規定によ  
って公告します。

年 月 日

信者その他利害関係人各位

所在地  
宗教法人「  
」  
代表役員

合併契約の案の要旨

- 1 宗教法人「  
」は宗教法人「  
」を吸収合併し、宗教法人  
「  
」は解散する。
- 2 宗教法人「  
」の包括宗教法人は、現在のとおり宗教法人「  
」  
とする。
- 3 宗教法人「  
」の奉祀する本尊は、宗教法人「  
」において奉  
祀する。

証 明 書

宗教法人「」と合併するため、宗教法人法第 34 条第 2 項の規定により、年 月 日、別紙のとおり財産目録（及び同法第 6 条の規定による事業に係る貸借対照表）を作成しました。

（なお、当法人は、同法第 6 条に規定する事業を行っていません。）

年 月 日

宗教法人「」  
代表役員

上記の事実を確認したことを証明します。

年 月 日

住 所  
氏 名

住 所  
氏 名

住 所  
氏 名

※ 確認者は、責任役員を含まない信者その他の利害関係人 3 人以上とし、自署する。

様式9 (記載例)

資産			負債	
区分及び種類	数量	評価額	区分及び種類	金額
特別財産		613,000 円	負債	12,930,000 円
宝物	3 点	453,000	借入金	6,000,000
什器	10 点	169,000	長期借入金	5,000,000
基本財産		146,900,000	短期借入金	1,000,000
土地	9,300 m <sup>2</sup>	141,500,000	引当金	600,000
建物		3,400,000	未払金	6,330,000
定期預金		1,500,000		
有価証券		500,000		
普通財産		11,360,000		
土地				
建物				
車両等				
什器備品		(略)		
図書				
有価証券				
預金等				
現金				
その他				
貸付金			負債合計	12,930,000
前払金			差引	
資産合計		159,423,500	正味財産	146,493,500

記入上の注意

- 1 各財産の詳細については、財産台帳に明記されているので、財産目録には、数量、金額等はその合計を記入する。
- 2 境内地、境内建物以外の土地建物（貸地、貸家、山林等）がある法人にあっては、境内地、墓地、宅地、山林、境内建物、事業用建物、その他の建物（貸家等）に区分して記入することが望ましい。

様式 10

〇〇事業関係貸借対照表

( 年 月 日現在)

適用	資産の部		適用	負債の部	
	金額	合計		金額	合計

(注) 公益事業、収益事業に区分して作成すること。



様式 1 2

合 併 公 告

(吸収合併する法人の場合)

このたび、〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号宗教法人「  
」を吸収合併  
することになりました。

これについて異議ある債権者は、  
年 月 日までに、その旨申し  
述べてください。

宗教法人法第 3 4 条第 3 項の規定によって公告します。

(吸収合併される法人の場合)

このたび、〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号宗教法人「  
」を吸収合併  
されることになりました。

これについて異議ある債権者は、  
年 月 日までに、その旨申し  
述べてください。

宗教法人法第 3 4 条第 3 項の規定によって公告します。

年 月 日

債権者各位

所在地  
宗教法人「  
」  
代表役員





年 月 日

様

所在地  
宗教法人「  
代表役員

催 告

このたび、〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号宗教法人「  
」を吸収合併する  
(に吸収合併される) ことになりました。

これについて異議があれば、  
年 月 日までに、その旨申し述べ  
てください。

宗教法人法第 3 4 条第 3 項の規定によって催告します。

(注) 知れている債権者に対し個別に、内容証明郵便で催告すること。ただし、  
債権者から合併に異議のない旨の承諾書を提出させる場合は、普通郵便で差  
し支えない。

年 月 日

宗教法人「  
代表役員

」

様

住 所  
氏 名

承 諾 書

宗教法人「  
代表役員」が宗教法人「  
代表役員」と合併することにつ  
いては異存ありません。

上記は、原本と相違ないことを証明します。

年 月 日

宗教法人「  
代表役員

」

様式 15

証 明 書

宗教法人法第34条第3項の規定による公告及び催告をしたところ、異議を申し述べる者がなかった（あったので、別紙のとおり処置した）ことを証明します。（なお、知っている債権者はありません。）

年 月 日

宗教法人「  
代表役員

様式 16

変更しようとする事項を示す書類

宗教法人「」の規則を次のとおり変更する。

旧	新
第○条 ○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○。	第○条 ○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○。
第○条 ○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○。	第○条 ○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

附則

この規則の変更は山口県知事の認証を受け、合併の登記をした日（年  
月 日）から施行する。

- (注) 1 合併に伴い規則の変更を必要とする場合に添付すること。  
2 役員の数、任期、選任方法を変更する場合には、附則に経過措置を設ける必要がある。



#### IV 宗教法人合併（法人新設）認証申請書類様式

1	宗教法人合併認証申請書（新法人設立）	-----	様式 18
2	選任証明書	-----	様式 19
3	規則案作成証明書	-----	様式 20
4	新団体の宗教団体証明書	-----	様式 21
5	公告証明書（新法人設立）	-----	様式 22
6	公告文（新法人設立）	-----	様式 23
7	公告証明書（被包括関係の設定又は廃止）	-----	様式 24
8	公告文（被包括関係の設定又は廃止）	-----	様式 25
9	被包括関係の廃止の通知	-----	様式 26
10	新役員的身分証明書	-----	様式 27

※ 上記以外に必要な様式は宗教法人合併（吸収合併）認証申請書様式を参照すること。

年 月 日

山口県知事 様

宗教法人の所在地  
宗教法人「  
代表役員

宗教法人の所在地  
宗教法人「  
代表役員

宗教法人合併認証申請書

宗教法人「  
」と宗教法人「  
」とが合併して、宗教法人「  
」  
を設立したいので、宗教法人法第38条の規定により、規則2通に下記関係書類  
を添えて合併の認証を申請します。

記

- 1 合併の決定について規則で定める手続（規則に別段の定めがない場合は、第19条の規定による手続）を経たことを証する書類
  - (1) 責任役員会議事録（写）
  - (2) その他の機関の同意書（写）
  - (3) 包括宗教団体の承認書（写）
- 2 法第34条第1項の規定による公告をしたことを証する書類
  - (1) 公告証明書
  - (2) 合併公告（写）
  - (3) 公告の写真
- 3 法第34条第2項の規定による手続を経たことを証する書類
  - (1) 証明書
  - (2) 財産目録
  - (3) 貸借対照表（事業を行っている場合）
- 4 法第34条第3項の規定による手続を経たことを証する書類
  - (1) 公告証明書
  - (2) 公告（写）

- (3) 公告の写真
- (4) 催告証明書
- (5) 催告書（写）
- 5 法第34条第4項の規定による手続を経たことを証する書類  
（債権者に対する処置を行ったことの証明書）
- 6 法第35条第2項の規定による手続を経たことを証する書類
  - (1) 選任証明書
  - (2) 被選任者による規則作成証明書
  - (3) 包括宗教団体の承認書
- 7 合併後成立する団体（C）が宗教団体であることを証する書類  
（証明書）
- 8 法第35条第3項の規定による公告をしたことを証する書類  
（公告証明書）
- 9 法第36条において準用する法第26条第2項の規定による公告をしたこと  
と及び同条第3項の規定による承認を受け又は通知をしたことを証する書類
  - (1) 公告証明書
  - (2) 承認書（写）
  - (3) 通知書（写）
- 10 合併によって設立される宗教法人「」の代表役員及び責任役員就  
任受諾証
- 11 代表役員及び責任役員に就任を予定されている者が欠格条項に該当しない  
ことを証する書類（身分証明書、誓約書）



様式 19

選 任 証 明 書

宗教法人「」との合併によって設立する宗教法人「」の規則  
を作成し、またその設立公告を行う者として、年 月 日下記の者  
を選任しました。

記

氏 名

氏 名

年 月 日

宗教法人「」  
代表役員

(注) 合併しようとする宗教法人の連名で作成するか又は、各宗教法人において  
それぞれ作成すること。

証 明 書

宗教法人「  
教法人「  
より、

」と宗教法人「  
」との合併によって宗  
」を設立するため、宗教法人法第35条第2項の規定に  
年 月 日別紙の規則を作成しました。

年 月 日

宗教法人「  
住 所  
氏 名

住 所  
氏 名

宗教法人「  
住 所  
氏 名

住 所  
氏 名

(※ 被選任者が各2名の場合)



## 公 告 証 明 書

宗教法人「」と宗教法人「」との合併によって、宗教法人「」を設立するため、宗教法人法第 3 5 条第 3 項の規定により、下記のとおり公告しました。

### 記

1 公告の方法

年 月 日から 年 月 日まで 日間事務所の掲示場に掲示（年 月 日発行の機関誌「」に掲載）した。

2 公告文

別紙のとおり

年 月 日

宗教法人「」被選任者

住 所

氏 名

住 所

氏 名

宗教法人「」被選任者

住 所

氏 名

住 所

氏 名

（※ 被選任者が各 2 名の場合）

上記の事実を確認したことを証明します。

年 月 日

住 所

氏 名

住 所

氏 名

住 所

氏 名

※ 確認者は、責任役員を含まない信者その他の利害関係人 3 人以上とし、自署する。

様式 23

宗教法人「  
」設立公告

このたび、下記のとおり宗教法人「  
」と宗教法人「  
」との合併によって、宗教法人「  
」を設立することになりましたので、宗教法人法第35条第3項の規定によって公告します。

年 月 日

信者その他利害関係人各位

事務所所在地  
宗教法人「  
」  
被選任者氏名  
被選任者氏名

事務所所在地  
宗教法人「  
」  
被選任者氏名  
被選任者氏名  
(※ 被選任者が各2名の場合)

記

規則案の要旨

## 公 告 証 明 書

このたび、宗教法人「」は、宗教法人(団体)「」との被包括関係を設定(廃止)するため、下記のとおり宗教法人法第26条第2項の規定により公告したことを証明します。

### 記

1 公告の方法(宗教法人「」規則第○条)

年 月 日から 年 月 日まで 日間、事務所の  
掲示場に掲示( 年 月 日発行の機関誌「」に掲載)した。

2 公告文

別紙のとおり

年 月 日

事務所所在地

宗教法人「」

代表役員

上記は事実と相違ないことを確認します。

年 月 日

住 所

氏 名

住 所

氏 名

住 所

氏 名

※ 確認者は、責任役員を含まない信者その他の利害関係人3人以上とし、自署する。



様式 2 6 (記載例)

年 月 日

事務所所在地

宗教法人(団体) 「 」

代表役員 様

事務所所在地

宗教法人 「 」

代表役員

被包括関係の廃止について(通知)

このたび、宗教法人「 」は、 年 月 日責任役員会の議決に基づき、貴宗教法人(団体)「 」との被包括関係を廃止することになりましたので、宗教法人法第26条第3項の規定により通知します。

内容証明書を添付

上記は原本と相違ないことを証明します。

年 月 日

宗教法人 「 」

代表役員



身 分 証 明 書

住 所  
氏 名  
生年月日                      年    月    日生

- 1 禁治産者又は準禁治産者ではない。
- 3 破産者ではない。

上記のとおり相違ないことを証明する。

年    月    日

市 町 村 長 名                      印

年 月 日

山口県知事 様

宗教法人「  
代表者住所  
氏名

責任役員就任予定者  
住所  
氏名

住所  
氏名

誓 約 書

私は、下記事項に該当しないことを誓約します。

記

宗教法人法第22条第1項第3号

「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者」

## VI 宗教法人解散認証申請書類様式

1	宗教法人解散認証申請書	-----	様式 28
2	公告証明書（信者、利害関係人）	-----	様式 29
3	公告文（信者、利害関係人）	-----	様式 30
4	異議ある信者等へ対応したことの証明書	-----	様式 31
5	解散理由書	-----	様式 32
6	残余財産の処分方法	-----	様式 33
7	清算人就任受諾書	-----	様式 34

※ 上記以外に必要な様式は宗教法人合併（吸収合併）認証申請書様式を参照すること。

山口県知事 様

宗教法人の所在地  
宗教法人「  
代表役員

解散認証申請書

宗教法人法第43条第1項の規定による解散をしたいので、同法第45条の規定により、下記関係書類を添えて、解散の認証を申請します。

記

- 1 解散の決定について規則で定める手続（規則に別段の定めがない場合は、法第19条の規定による手続）を経たことを証する書類
  - (1) 責任役員会議事録（写）
  - (2) その他の機関の同意書（写）
  - (3) 包括宗教団体の承認書（写）
  
- 2 宗教法人法第44条第2項の規定による公告をしたことを証する書類
  - (1) 公告証明書
  - (2) 公告（写）
  - (3) 公告の写真
  - (4) 証明書（意見に基づき再検討を行った場合）
  
- 3 その他関係書類
  - (1) 解散理由書
  - (2) 財産目録
  - (3) 残余財産の処分方法
  - (4) 清算人就任受諾書
  
- 4 宗教法人規則（写）

※ 印鑑証明書（法務局発行）を添付のこと。

## 公 告 証 明 書

宗教法人法第43条第1項の規定による解散をするため、同法第44条第2項の規定により、下記のとおり公告しました。

### 記

1 公告の方法

年 月 日から 年 月 日まで 日間、事務所の  
掲示場に掲示した。

2 公告文

別紙のとおり

年 月 日

宗教法人「  
代表役員

上記の事実を確認したことを証明します。

年 月 日

住 所  
氏 名

住 所  
氏 名

住 所  
氏 名

※ 確認者は、責任役員を含まない信者その他の利害関係人3人以上とし、自署する。



証 明 書

宗教法人法第 4 4 条第 2 項の規定により 年 月 日付けで解散  
公告し、意見申出期間（ 年 月 日まで）に異議を申し述べた者が  
あったので、責任役員会（及び ）において解散の進めるかど  
うかについて別紙のとおり再検討した結果、解散を進めることとしました。

宗教法人法第 4 4 条第 2 項の規定により公告します。

年 月 日

宗教法人「 」  
代表役員

様式 32

解 散 理 由 書

宗教法人「  
」を解散しようとする理由は、次のとおりであります。

1

2

宗教法人「  
」  
代表役員



様式 3 3

残余財産の処分方法

宗教法人「  
」を宗教法人法第 4 3 条第 1 項の規定により解散する  
に当たり、残余財産は下記のとおり処分する。

記

- 土地の処分方法
- 建物の処分方法
- 備品の処分方法
- 

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

宗教法人「  
」  
代表役員

様式 3 4

清算人就任受諾書

年 月 日開催の宗教法人「 」の責任役員会に  
おいて の解散による財産に関する清算事務を行う清算人に選任  
されたのでこれを受諾します。

年 月 日

宗教法人「 」  
代表役員

## VII 宗教法人合併、解散に係る届出様式

1	宗教法人合併届（吸収合併）-----	届出様式 1
2	宗教法人合併届（新法人設立）-----	届出様式 2
3	宗教法人解散届（吸収合併）-----	届出様式 3
4	宗教法人解散届（解散）-----	届出様式 4
5	清算人就任届-----	届出様式 5
6	宗教法人清算終了届-----	届出様式 6

届出様式 1

年 月 日

山口県知事 様

宗教法人の所在地

宗教法人「  
」

代表役員

宗教法人合併届

このたび、宗教法人「  
」を宗教法人「  
」に  
合併し、宗教法人法第 5 6 条の規定による変更の登記を完了しましたので、同法  
第 9 条の規定により、履歴事項全部証明書を添えて届けます。

届出様式 2

年 月 日

山口県知事 様

宗教法人の所在地  
宗教法人「  
代表役員

宗教法人合併届

このたび、宗教法人「  
併して宗教法人「  
同法第 5 2 条第 2 項各号に掲げる事項を登記したので、同法第 9 条の規定により、履歴事項全部証明書を添えて届けます。

年 月 日

山口県知事 様

宗教法人の所在地  
宗教法人「  
代表役員

宗教法人解散届

このたび、宗教法人「  
の合併により解散し、宗教法人法第 5 6 条の規定による解散の登記をしたので、  
同法第 9 条の規定により、履歴事項全部証明書を添えて届けます。

届出様式 4

年 月 日

山口県知事 様

宗教法人の所在地

宗教法人「  
」

代表役員

宗教法人解散届

このたび、宗教法人「  
」は解散し、宗教法人法第57条  
の規定による解散の登記をしたので、同法第9条の規定により、履歴事項全部証  
明書の謄本を添えて届けます。

届出様式 5

年 月 日

山口県知事 様

宗教法人の所在地  
宗教法人「  
清算人

清算人就任届

このたび、宗教法人「」の解散に伴い、清算人が就任し、  
宗教法人法第53条の規定による登記を完了しましたので、同法第9条の規定に  
より履歴事項全部証明書を添えて届けます。



届出様式 6

年 月 日

山口県知事 様

宗教法人の所在地

宗教法人「 」

清算人

宗教法人清算終了届

宗教法人「 」は、 年 月 日解散し清算中のところ、このたび清算を完了し、宗教法人法第58条の規定による清算完了の登記をいたしましたので、同法第9条の規定により、履歴事項全部証明書を添えて届けます。